

さぬき公共職業安定所における文書の誤交付について

香川労働局（局長 辻 知之）は、さぬき公共職業安定所（所長 武田 学）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1. 事案の概要

さぬき公共職業安定所（以下「さぬき所」という。）において、求職者Aさん（以下「Aさん」という。）に対し、求職者Bさん（以下「Bさん」という。）の氏名で作成された紹介状を誤って交付するという事案が発生した。

※紹介状には、Bさんの氏名及び求職番号が記載されていた。

2. 事実経過等

- (1) 平成29年12月7日、さぬき所において、職員CはBさんと職業相談を終えた直後にAさんと職業相談を行い、Aさんが事業所Dへの応募を希望したため、システム処理を行い、紹介状を作成してAさんに交付した。

この際、職員Cは、Bさんの求職管理情報の画面からAさんの紹介状を作成し、確認を十分行わずにAさんに交付した。

- (2) 同月8日、事業所Dから電話連絡があり、同所から紹介を受けたAさんが提出した紹介状に、B氏の氏名が記載されている旨申し出があり、誤交付が判明した。
- (3) 同日、同所統括職業指導官が事業所Dを訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤交付した当該紹介状を回収した。
- (4) 同日、統括職業指導官がBさんに電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行うとともに、別途訪問の上謝罪したい旨申し入れたが、固辞されたため、当該対応での了承を得た。
- (5) 同日、同所管理課長がAさんに電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行うとともに、別途訪問の上謝罪したい旨申し入れたが、固辞されたため、当該対応説明での了承を得た。

3. 発生原因

- (1) 職業相談を終了した際、システムの求職管理情報等の画面を消去することを怠ったこと。
- (2) 過去の相談記録を十分に確認せずに、職業相談を行ったこと。
- (3) 紹介状を作成する際、求職票の氏名の確認を行わなかったこと。
- (4) 紹介状を交付する際、氏名の読み上げによる本人確認を行わなかったこと。

4. 再発防止策

- (1) さぬき所においては、以下の再発防止策を講じた。
 - ① 平成29年12月11日、所長から全職員に対して、本事案の経過を説明し、紹介状の誤作成・誤交付防止のため、紹介状の作成・交付における基本動作の徹底を改めて指示した。特に紹介状交付時においては、求職者氏名、求人事業所名の確認の際に、ペン打ち等で印を付けながら読み合わせを行うことを徹底することとした。
 - ② 誤交付防止のための基本動作について緊急自主点検を実施した。
 - ③ 基本動作が確実にいえるよう、ミーティング等を活用し、職員が相互に確認事項をチェックすることとした。
- (2) 香川労働局においては、平成29年12月15日に緊急会議を開催し、管下公共職業安定所長及び統括職業指導官に対して職業安定部長から本事案の経過と個人情報漏えい防止の徹底（基本動作・確認作業の徹底）を改めて指示した。

【担当】

香川労働局職業安定部職業安定課

課長 大山 哲也

課長補佐 川田 一哉

TEL : 087-811-8922